

TIMM 出展規約

展示会規約

東京国際ミュージック・マーケット(オンライン展示会「TIMM ONLINE」を含み、以下「本展示会」といいます。)へ出展する会社・団体など(以下「出展者」といいます。)は、このTIMM 出展規約(以下「本規約」といいます。)に定められた条件に従って出展を行うものとします。なお、本規約にある「主催者」とは一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団TIMM 事務局を指します。

第1条 出展申込資格

1. 本展示会への出展申込は、主催者の定める本出展規約、その他主催者の指示を誠実に遵守する法人もしくは個人(以下、「出展申込者」といいます。)に限ります。
2. 主催者は、出展申込者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込みをお断りし、あるいは出展契約を取り消させていただくことがあります。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。この場合、主催者は、出展申込者ないし出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。
3. 本展示会への出展申込みの際は以上のことをご同意の上、お申してください。

第2条 出展申込方法と契約成立条件

1. 出展申込者は、主催者発行の「出展申込予約フォーム」に必要事項を入力し、主催者宛にEメールもしくはFAXにて送付しお申し込み下さい。なお、申込者は出展予約申込み会社や団体において当該業務の職務権限を有する方に限ります。
2. 主催者が出展申込者に「出展申込予約フォーム」の受理を通知した日(以下「基準日」といいます。)に「出展予約」が成立します。

第3条 出展料の請求と支払

1. 第2条に基づき「出展予約」が成立した場合、出展申込者は、主催者が発行する請求書に記載されている期日までに指定された方法により、出展料を支払うものとします。日本国内からの振込の場合、振込手数料等、送金に要する費用は全額、出展申込者の負担とします。海外からの振込の場合、事務手数料(10,000円)を別途ご請求します。

2. 出展申込者により出展料の支払が行われた場合、その入金の確認もしくは別途締結する出展の合意書の締結をもって「出展契約」が成立し、出展申込者は「出展者」としての権利が行使できるようになります。

3. 出展申込者が上記1項の通りの支払を行わない場合、主催者は、当該「出展予約」を放棄したとみなし「出展予約」は無効とすることができます。

第4条 出展契約の解約等と解約料

1. 「出展契約」成立後は、出展者の都合による「出展契約」の解約は原則として認められません。

2. 前項にかかわらず、出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約を希望する場合には、出展者は主催者に対し、その理由などを明記した解約申込通知を送付するものとします。主催者が「出展契約」の解約を受諾する場合は、主催者は出展者にその旨の通知を行い解約料の請求書を発行します。出展者は、下記の解約料を主催者から送達された請求書に記載された期日までに主催者指定の銀行口座へ振り込むものとします。なお、解約料を超える損害が主催者に発生している場合には、別途その損害を賠償していただきます。

① 解約申込日が展示会開催初日の1か月前の翌日以降の場合：出展料の100%

解約申込日から展示会開催初日の間が1か月以上ある場合：出展料の20%

② 出展者が展示会開催日初日の午前10時までに自己の出展スペース（オンライン開催における出展者ページを含み、以下「出展者スペース」といいます。）の出展準備を行わない場合、もしくはログイン等による利用の開始がない場合には、出展を解約したものとみなされ、出展料の100%を解約料として申し受けます。

③ 前各号に定める解約料は、主催者が出展契約の解約を受諾する時点、あるいは出展者が出展を解約したものとみなされた時点で、出展者が既に主催者に対して出展料の支払いを行っている場合には、当該支払済みの出展料から充当されるものとし、充当後、残金がある場合は、主催者の定めた方法及び期日に従い主催者から出展者に返金されるものとします。

第5条 出展料

出展料は、主催者が公式ウェブサイトにて別途記載する「出展概要」の記載通りとします。

第6条 禁止事項

本展示会出展にあたり、出展者は次に掲げる行為を行わないものとします。

■出展者スペースの転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾

出展者は、主催者の事前の承諾なく、出展者スペースの一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。

■別会場への誘導を目的とした出展

本展示会場以外の場所で自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者を当該別会場へ誘導することを目的とする出展はお断りします。

■出展物

本展示会において出展者が展示する出展物（人、作品プロフィールやコメント、企業ないし商品ロゴ、画像等全てのものを含みます。）の音楽著作権、著作権及び知的財産権等の権利処理は、出展者の責任において行うものとします。出展者は、出展物に他社の秘密情報が含まれていないこと、及び出展物が第三者の権利・権益を侵害するものではないことをここに保証するものとします。

出展物は、公序良俗に反しないものとします。また、18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示を禁止します。

■迷惑行為

出展者が本展示会に関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為について、主催者が下記のような迷惑行為に該当すると判断した場合には、主催者は出展者に対し、展示会開催前、開催当日並びに開催後の期間を問わず、当該行為の改善を求めます。出展者が改善に応じない場合には、主催者は当該出展行為の即時中止もしくは全ての権限を停止し（展示・イベント・講演の即時撤収含む）あるいは出展者の出展情報や出展物を削除するなどの措置に至ることがあります。

出展者は、主催者に対して、この「改善」「即時中止」「権限停止・即時撤収」「削除」の措置に起因する費用の請求等は、一切行うことができないものとします。なお、これらの措置の実施にあたり主催者が費用負担した場合は、出展者はその費用の全額を主催者に支払うものとします。

- ① 他の出展者あるいは他の参加者（来場者）に著しく迷惑を及ぼす場合
- ② 社会通念に照らして、品位に著しく欠ける展示・行為である場合
- ③ 公序良俗に反する展示・行為である場合

- ④ 18歳未満の視聴が禁止されている成人向けコンテンツの展示がある場合
- ⑤ 自己の出展者スペースにおいて、自社が取り扱う製品・商品・サービスの展示・販売促進活動をすることなく、来場者の個人情報の収集を主目的として行う出展は禁止します。

■本展示会公式サイトおよび TIMM ONLINE（以下総称して「TIMM サイト」といいます。）における禁止行為

- ① コンピュータ・ウィルスその他の有害なプログラムを含む情報を送信する行為
- ② TIMM サイトに掲載された情報もしくは TIMM サイトで提供するサービスに関わるシステム等に対するハッキングその他の方法により情報その他のデータを剽窃、消去もしくは改ざんする行為
- ③ TIMM サイトで提供するサービスを管理するサーバに容量を超えるデータを送信する行為
- ④ その他 TIMM サイト運営上、管理上の迷惑行為と主催者側が判断した行為

第7条 ユーザーID 等の管理

1. TIMM ONLINE 利用にあたり、出展者は、自己の責任において、ユーザーID 及びパスワード（以下「ID 等」といいます。）を 管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は出展者が負うものとし、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第8条 TIMM ONLINE 利用に関わる設備の負担等

1. TIMM ONLINE を利用するために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の 準備及び維持は、出展者の費用と責任において行うものとします。
2. 出展者は自己の利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 主催者は、出展者が送受信したメッセージその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、主催者はいつでもこれ

らの情報を削除できるものとします。なお、主催者はかかる情報の削除に基づき出展者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第9条 共同出展の取り扱い

二つ以上の会社・団体が共同で出展を申込む場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体（以下「代表出展者」といいます。）が申込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途主催者へ通知するものとします。主催者は、その独自の判断により、共同出展をお断りすることがあります。主催者からの連絡（来場者向けの案内品などの送付）は、原則として代表出展者に対してのみ行います。

第10条 損害賠償

1. 主催者は、理由の如何を問わず、出展者およびその関係者が本イベントへ出展・参加することにより被った、人身および財物に対する傷害、損害等に対して一切の責任を負いません。また出展者は、出展者の故意、過失または無過失によって、本展示会に関わる施設およびその設備等や、他の出展者や参加者及び第三者の人身・財物に与えた一切の損害について、ただちにその損害を賠償しなければなりません。主催者がこれらの損害の賠償請求を受けた場合、当該出展者は自らその損害の責任を負い、かつ賠償金の支払いを行うものとします。

2. 主催者が自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、主催者は出展者に対して出展料金の払戻を行います。これをもって補償の全てとします。なお、出展者は、本展示会に付随するライブ・セミナー等のイベントが一部中止・内容が変更になったこと等を理由とする出展契約の解約はできず、主催者は、出展料金の払戻を行いません。主催者は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは国、地方自治体などの命令または指示、その他不可抗力事由（インターネット回線の通信状況による展示会の中断、停止、終了、利用不能又は変更を含む。以下同じ）により出展者に生じる損害については一切の責任を負いません。

第11条 展示会の延期・中止

1. 天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能と主催者が判断した場合、主催者は、本展示会の延期・中止を決定できるものとします。

2. 主催者は、前項により本展示会の開催を延期・中止した場合においても、出展者への出展料金の返金等は一切行いません。ただし、日本国政府の要請等によるイベントの中止、延期、内容の大幅な変更があった場合、および日本以外の出展者の場合、その出展者が属する国、地域政府の要請等によりイベント参加ができなくなった場合には、返金するものとします。

第12条 解除

1. 出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、主催者は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとします。

①支払停止があったとき、支払不能に陥ったとき

②監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき

③出展者または展示を予定している展示物が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないと主催者が判断した場合、その他出展者の社会的信用に関わる民事上、刑事上または行政法上の問題が懸念され、違法または不当な行為、犯罪行為その他が行われたあるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に、通念的に妥当性を欠くと主催者が判断したとき

④前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部または一部、もしくは出展規約や出展概要、その他主催者から通告があったルールなど（以下、出展規約等といいます）に違背し、主催者からの催告にもかかわらず、主催者が定める相当期間内に当該催告内容の改善および修正がなされず当該瑕疵が治癒されないとき

⑤出展者または出展者の関連会社もしくは関係者が、反社会的勢力等の影響下にあると主催者が判断した場合

2. 本条に基づく「出展契約」の解除は、第3条の定めによる解約料及び主催者の出展者に対する損害賠償請求権を妨げるものではありません。

第13条 準拠法及び合意管轄

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

2. 本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条 展示会の運営と免責

1. 主催者は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができます。また、この出展規定に記載がない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。天災、その他の不測の事態によって、主催者は本展示会の開催を中止することがあります。その場合、第11条2項で定めた費用以外に、中止によって生じた損害は補償いたしません。主催者はやむを得ない事情により、本展示会の会期及び開

場時間を変更することがあります。この変更を理由として出展申込みの取り消しをすることはできません。また、これによって生じた損害は補償しません。

2. TIMM ONLINE は、インターネット回線を利用して提供され、インターネット回線の通信状況による展示会の中断、停止、終了、利用不能又は変更、出展者のメッセージ又は情報の削除又は消失、出展者の登録の取消、出展によるデータの消失又は機器の故障もしくは損傷、その他 TIMM ONLINE 利用に関連して出展者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。

3. 出展者が展示・掲載する出展物に関して又はこれに起因して情報流出や知的財産権等の剽窃等が生じ、又は生じたおそれがある場合（出展物から直接生じる場合に限らず、これを契機に行われ又は行われた可能性があるサイバー攻撃等による技術情報の流出等の間接的な事象を含みます。）、出展者はこれらの一切につき自ら責任を負うものとし、主催者はこれに関与いたしません。

4. 本展示会に関連して出展者と他の出展者、本展示会参加者、その他の第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、出展者の責任において処理及び解決するものとし、当財団はかかる事項について一切責任を負いません。

出展規定と展示規則の承認

全ての出展者は出展規約等を承認し遵守しなければなりません。また出展規約等は今後、変更・修正の可能性がございます。最新版は公式ウェブサイト (<https://www.timmjp.com/>) をご確認ください。

主催者：TIMM 事務局/一般財団法人日本音楽産業・文化振興財団（JMCE）

E-mail : timoffice@jmce.or.jp

2021年7月28日改訂